

## 西尾市ホームページ広告募集基準

(趣旨)

第1条 西尾市ホームページ広告募集基準(以下「募集基準」という。)は、西尾市広告掲載要綱(以下「要綱」という)及び西尾市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)に基づき、西尾市が管理するホームページ(以下「市ホームページ」という。)に掲載する広告(以下「広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告(市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。(以下「広告」という。))とし、広告の範囲は、要綱第3条に定めるところによるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、市が指定するものとする。(広告の掲載規格)

第4条 掲載する広告の規格(1枠)は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル 横150ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG形式で静止画
- (3) データ容量 4KB以下
- (4) デザイン及び色彩 市のイメージを損なわないものであること。2次の

表記は使用しないこととする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク(「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの)
- (3) ラジオボタン(選択できるような誤解を与えるもの)
- (4) テキストボックス(入力できるような誤解を与えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるような誤解を与えるもの)(広

告の掲載期間等)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、連続する掲載期間は最大6か月とする。

2 広告の掲載開始日及び時間は、月の初日の正午とし、掲載終了日及び時間は、次月の初日の午前0時とする。

3 前項の規定に関わらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が土曜日もしくは日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日または12月29日から翌年1月3日までに当たるときは、その直後の西尾市役所開庁日

を掲載開始日又は掲載終了日とする。

4 広告掲載期間において、市の都合により市ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その閉鎖時間を24時間で除して得た日数(1日未満の端数は切り捨てる。)に相当する期間に応じ、広告掲載料を還付する。この場合において、還付する額は、1日当たりの広告掲載料の額(納入された広告掲載料を当初の広告掲載日数で除して得た額とする。)に掲載できなかった日数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠当たり月額10,000円(税込み)とする。(広告の募集方法)

第7条 市長は、広告の募集を市ホームページ等により行うものとする。(広告掲載の申込み)

第8条 市ホームページへの広告掲載を希望する者は、西尾市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に別に定める書類を添付して、原則として市が指定する広告代理店(以下「代理店」という。)に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第8条第1項に規定する西尾市広告審査委員会の審査を経たうえで広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告掲載の申込者が当該広告掲載の枠を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定するものとする。

(1) 第1順位

市内に本社、もしくは本店を有する事業者等

(2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有する事業者等

(3) 第3順位

掲載希望月数の多いもの

2 前項の規定によっても広告掲載を希望する者が広告掲載の枠を超えるときは、抽選により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果ならびに掲載内容、条件等について原則として代理店に対し、西尾市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により通知する。

4 広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載承諾書(様式第3号)を原則として代理店に提出するとともに、広告掲載料を一括して前納するものとする。

( 広告内容及び原稿の作成等 )

第 10 条 広告主は、広告原稿を市長が指定する方法により作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。( 広告内容等の変更 )

第 11 条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令等に違反しているとき、もしくはそのおそれがあるとき、又はこの募集基準に抵触していると判断したときは、原則として代理店に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

2 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページについては、掲載期間中の変更は認めない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

( 広告主の届出義務 )

第 12 条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は、西尾市ホームページ広告申込内容変更届( 様式第 4 号 )により、変更を希望する日の 10 日前までに原則として代理店に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(3) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(4) 前 3 号に規定するもののほか、西尾市ホームページ広告掲載申込書又は、添付書類の記載内容に変更があったとき。

( 広告掲載の取消し等 )

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消し、又は広告の掲載を一時停止することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 広告主から掲載取り下げの申出があったとき。

(4) 広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が変更され、掲載基準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、市長が必要と認めるとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、市ホームページへの広告掲載が適切でないとき市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取消したとき、又は広告の掲載を一時停止したときは、西尾市ホームページ広告掲載取消等通知書( 様式第 5 号 )により原則として代理店に通知するものとする。

( 損害賠償請求 )

第 1 4 条 前条第 1 項第 4 号及び第 5 号に該当する事由により市が被害を被った場合は、市長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

( 広告掲載の取下げ )

第 1 5 条 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、広告主は西尾市ホームページ広告掲載取下げ届(様式第 6 号)により広告掲載の取下げを希望する日の 1 週間前(複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあつては、1 月前)までに原則として代理店に申し出なければならない。

( 広告掲載料の還付 )

第 1 6 条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取消した日の属する月以降の納付済月額額の総額とする。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

4 広告掲載料の還付を受けようとする者は、西尾市ホームページ広告掲載料還付請求書(様式第 7 号)を原則として代理店に提出しなければならない。

( 広告主の責任等 )

第 1 7 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

( その他 )

第 1 8 条 この募集基準に定めるもののほか、市ホームページへの広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この募集基準は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。この

募集基準は、平成 2 0 年 5 月 1 5 日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

西尾市ホームページ広告掲載申込書

年月日

(あて先)西尾市長

広告申込者

所在地

名称

代表者氏名

電話

広告代理店

所在地

名称

代表者氏名

電話

担当者

西尾市広告掲載要綱第6条の規定により、下記のとおり申込みます。

なお、この申込みに対する審査にあたり、広告掲載申込者に関する西尾市の市税等の納税状況を確認することに同意します。

リンク先アドレス	http://
掲載希望期間	年月から 記 年月まで( か月間)
広告の概要	広告で使用するフレーズなど
広告主の概要	事業内容や活動内容など
本申込みに係る 担当者等	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： FAX： E-MAIL：
提出書類	広告原稿(案) 会社案内等(会社の概要がわかるもの)
誓約事項	申込みにあたっては、西尾市広告掲載要綱、西尾市広告掲載基準、西尾市ホームページ広告募集基準の内容を順守するとともに、西尾市広告掲載基準第5条に定める規制業種または事業者には該当しないことを誓います。

西尾市ホームページ広告掲載決定通知書

第 号年  
月 日

広告申込者

広告代理

店

西尾市長

印

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載等について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 決定区分 掲載する

掲 載 し な い  
(理由)

2 原稿提出期限 年 月 日

3 広告掲載料 金 円

4 掲載料納付期限 年 月 日

5 その他

## 広告掲載承諾書

年 月 日

(あて先)西尾市長

所在地

名称

代表者氏名

電話

年 月 日付けで決定のあった広告の掲載について、下記のとおり承諾します。

広告掲載期間	年 月 から 年 月 まで
広告掲載料	円(税込み)
広告の規格	
広告掲載料納入期限	年 月 日

広告掲載にあたり次のとおり誓約します。

- 1 広告の内容等、記載された広告に関する一切の責任を負います。
- 2 西尾市ホームページ広告募集基準第13条第1項の各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。

年 月 日

西尾市ホームページ広告申込内容変更届

(あて先)西尾市長

広告申込者

所在地  
名 称

代表者氏名

電 話

広告代理店

所在地  
名 称

代表者氏名

担当者

電 話

西尾市ホームページへの広告について、次のとおり変更したいので届け出ます。

・内容変更

変更項目	変更内容	変更年月日



様式第5号(第13条関係)

## 西尾市ホームページ広告掲載取消等通知書

第 号年  
月 日

広告申込者

広告代理

店

西尾市長

印

年 月 日付けで決定した広告の掲載等については、下記の理由により広告掲載の決定を取消します。

記

1 決定を取消す理由

年 月 日

西尾市ホームページ広告掲載取下げ届

(あて先)西尾市長

広告申込者

所在地  
名 称

代表者氏名

電 話

広告代理店

所在地  
名 称

代表者氏名

担当者

電 話

西尾市ホームページへの広告について、次のとおり広告掲載を取下げたいので届け出ます。

取下げ年月日	年 月 日から
取下げ理由	

(あて先)西尾市長

広告申込者

所在地

名称

代表者氏名

電話

西尾市ホームページ広告掲載料還付請求書

西尾市ホームページ広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還付請求期間	年月日から 年月日まで(計月)
請求金額	円
振込金融機関	銀行 本店 農業協同組合 支店 金庫 支所 信用組合
	預金種目 1 普通 2 当座
	支店番号 口座番号
	口座名義人(カタカナ)

備考 口座名義人は、請求者本人としてください。